



「新宿力」でめざすまちの姿とは

新宿区に住む人々はもとより、新宿区で働き、学び、活動する多くの人々による「自分たちのまちは、自分たちで担い、自分たちで創りあげたい」という「自治の力」を象徴的に表したものが「新宿力」です。それは、一つは自然や歴史、文化芸術、経済活動等を背景に、これまで新宿が蓄積し培ってきた豊かな地域の力です。もう一つは、多様性、先端性を受容する、都市としての懐の深さを背景に、新宿に集まる多種多様な

人の持つ無限に広がる未知のエネルギーです。新宿力は、この二つを包括的に表現しています。わたしたちは、「新宿力」を原動力として、これからも多様な人々との交流を深め、活発化することにより、「にぎわい」がみなぎる新宿を創造していきます。同時に、都市としての「やすらぎ」も大切と考えます。「やすらぎ」と「にぎわい」が共存し、調和したまち・新宿の未来を、次世代を担う子どもたちの将来を見据え、創造していきます。この「新宿力」とは何かを自問するところから、わたしたちのこれからのまちづくりが始まります。

総合計画

これまでの基本計画に相当する部分

「まちづくり編」では6つの基本目標の下に20の個別目標を、「区政運営編」では2つの基本目標の下に5つの個別目標を掲げ、区の基本的施策の方向性を示しています。

	基本目標	個別目標
まちづくり編	I 区民が自治の主役として、考え、行動していけるまち	<ul style="list-style-type: none"> ●参画と協働により自治を切り拓くまち ●コミュニティの活性化と地域自治を推進するまち
	II だれもが人として尊重され、自分らしく成長していけるまち	<ul style="list-style-type: none"> ●一人ひとりが個人として互いに尊重しあうまち ●子どもの育ち・自立を地域でしっかり応援するまち ●未来を担う子どもの、一人ひとりの生きる力を育むまち ●生涯にわたって学び、自らを高められるまち ●心身ともに健やかにくらせるまち
	III 安全で安心な、質の高い暮らしを実感できるまち	<ul style="list-style-type: none"> ●だれもが互いに支え合い、安心してくらせるまち ●だれもがいきいきとくらし、活躍できるまち ●災害に備えるまち ●日常生活の安全・安心を高めるまち
	IV 持続可能な都市と環境を創造するまち	<ul style="list-style-type: none"> ●環境への負荷を少なくし、未来の環境を創るまち ●都市を支える豊かな水とみどりを創造するまち ●人々の活動を支える都市空間を形成するまち
	V まちの記憶を活かした美しい新宿を創造するまち	<ul style="list-style-type: none"> ●歴史と自然を継承した美しいまち ●地域の個性を活かした愛着をもてるまち ●ぶらりと道草したくなるまち
	VI 多様なライフスタイルが交流し、「新宿らしさ」を創造していくまち	<ul style="list-style-type: none"> ●成熟した都市文化が息づく、魅力豊かなまち ●新宿ならではの活力ある産業が芽吹くまち ●ひと、まち、文化の交流が創るふれあいのあるまち
区政運営編	I 好感度一番の区役所の実現	<ul style="list-style-type: none"> ●窓口サービスの利便性の向上 ●区民参画の推進と効果的・効率的な事業の遂行 ●分権を担える職員の育成と人事制度等の見直し
	II 公共サービスのあり方の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ●公共サービスの提供体制の見直し ●施設のあり方の見直し



都市マスタープランに相当する部分

めざす都市の骨格

都市基盤等の、主にハード面の整備に関する将来の都市像を「暮らしと賑わいの交流創造都市」とし、都市像を実現するための基本的な都市の骨格を、次の「心」「軸」「環」の3つからとらせ、将来の都市構造(1面右下参照)を定めました。そして、区全体に関する7つの「まちづくり方針」と、10の地域ごとの「地域別まちづくり方針」を定めました。

- ① 「心」…賑わいと交流を先導する地区
- ② 「軸」…高い都市活動を支える幹線道路やその沿道
- ③ 「環」…都市に潤いを与える水辺やみどりのつながり

まちづくり方針

次の7つの部門別のまちづくり方針を示しています。

- ①土地利用の方針
- ②都市交通整備の方針
- ③防災まちづくりの方針
- ④みどり・公園整備の方針
- ⑤景観まちづくりの方針
- ⑥住宅・住環境整備の方針
- ⑦人にやさしいまちづくりの方針

地域別まちづくり方針

区内を特別出張所の区域を基本として10の地域に分け、まちづくり方針を示しています。

パブリック・コメントの実施結果と基本構想等に反映した主な内容

新宿区基本構想・新宿区総合計画・第一次実行計画の策定に当たっては、116名(地区協議会10団体を含む)の方から、480件のご意見をお寄せいただきました。

ここでは、分野別のご意見の件数と基本構想等に反映した主な内容をお知らせします。なお、第一次実行計画については、計画に反映する予定で検討している内容をお知らせします。



ご意見の分野	件数
基本構想	計 43
基本理念	7
めざすまちの姿	6
まちづくりの基本目標	7
区政運営の基本姿勢	12
その他	11
総合計画	計 230
計画の枠組み	7
めざす都市の骨格(再掲1件含む)	13
まちづくりの基本目標ごとの計画の内容	85
まちづくり方針	16
地域別まちづくり方針	81
区政運営編	28
実行計画	計 157
その他全般	計 51

基本構想

▶第2章基本理念の「考え方」の「区民」のとらえ方について、「集い、憩う」を外し、「活動する」を加え、「新宿区に住む人々はもとより、新宿区で働き、学び、活動する多くの人々を含む広い概念としてとらえています」に修正しました。このことによって、公共的活動等を担う区民の姿をより明確にしました。

総合計画

▶第2章2-1-3「めざす都市の骨格」の「将来の都市像」に、「暮らし」に重点をおいた視点を明確にするため、「新宿に住みたいと願う人が安全に安心して生活でき、住み続けられるまち」などを追加しました。
▶第4章4-3-1「めざすまちの姿・状態」に、「セーフティネット機能の充実を積極的に図っていきます」を追加しました。
▶第4章4-4-1「各主体の主な役割」の事業者には、「拡大生産者責任の考え方に基づく行動」を追加しました。

▶第5章5-4「みどり・公園整備の方針」の方針図の落合地域に、「みどりの記憶」を追加しました。
▶第6章6-2-7「落合第一地域まちづくり方針」の「みどり・公園」に、「まちのみどりの充実を図ります」という方針を追加しました。
▶第6章6-2-8「大久保・落合第二地域まちづくり方針」の「地域が主体に進めるまちづくり」に、さまざまな方針を追加しました。
▶第7章7-1-2「課題」と「施策」に、基本構想審議会から提案された「区民と専門家等によるチェックのしくみの創設」を受け、総合計画を進行管理するしくみを制度として確立していくことを追加しました。

第一次実行計画

▶保護者の選択肢の幅を広げるため、私立幼稚園の入園料および保育料補助の充実を検討します。
▶子どもの居場所づくりと子育て相談体制等を充実させるため、旧東戸山中学校に「子ども家庭支援センター」の整備を検討します。